令和２年５月５日

　各指定障害福祉サービス事業所等　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富山県厚生部長

新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置（令和２年５月５日変更）について

　新型コロナウイルス感染症については、５月４日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、本日、富山県の緊急事態措置を別添１のとおり変更いたしました。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における状況分析・提言において、今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくためには、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要となるとされていますので、各障害福祉サービス事業所等におかれては、別添２のチェックリストを参考に、感染防止策を講じていただくようお願い申し上げます。

なお、ひきつづき、障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）においては、令和２年４月７日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」により適切にご対応いただくとともに、通所又は短期間の入所により利用されるもの以外の社会福祉施設においては、適切な感染予防にご留意のうえ、サービスを提供いただきますようお願い申しあげます。

また、障害児通所支援事業所においては、令和２年４月２日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」に基づき対応いただきますようお願い申しあげます。

【事務担当】

障害福祉課自立支援係、地域生活支援係

TEL:076-444-3212（自立）、076-444-3494（地域）

FAX:076-444-3494